

東京経済大学学術シンポジウム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学術研究センターが主催若しくは共催する国際シンポジウム、学術フォーラム等の学術シンポジウム（以下「学術シンポジウム」という。）の開催と助成の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要綱において学術シンポジウムとは、本学の研究活動の活性化を図り、学術研究の向上に資するために、学術研究センターが主催し、又は本学専任教員グループと共催するシンポジウムをいう。

(助成の要件)

第3条 この要綱の助成対象となる学術シンポジウムは、次の各号のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 本学専任教員グループが企画立案し、実行委員会を組織して学術研究センターとの共催で実施するもの、若しくは学術研究センター運営委員会が企画立案し、学術研究センターが主催するもの。
- (2) 国外の研究機関等からの1名以上の報告者、及び本学専任教員を含む国内の研究機関等からの報告者が参加するもの（以下「国際シンポジウム」という。）、若しくは、本学専任教員を含む国内の研究機関等からの複数の報告者が参加するもの（以下「学術フォーラム」という。）であること。
- (3) 原則として本学を会場とし、開催期間は1～3日程度となるもの。
- (4) 学内外に広く一般参加者を募るもの。

(助成の内容)

第4条 助成の内容は、次のとおりとする。

(1) 施設・設備の使用

本学を会場とする場合は、授業及び業務に支障のない範囲で使用するができる。

(2) 現物助成

文房具、その他の消耗品については必要に応じて適宜供与する。

(3) 助成金

学術シンポジウム開催の経費として、別表1の基本助成金と別表2の追加助成金を合算した額を上限とし、第6条第3項第2号に定める収支予算書の内容を審査して支給する。ただし、国際シンポジウムを2件選考する場合は、2件の助成金合計額が1件当りの助成金の上限（400万円）を超えないものとし、その範囲内で調整す

る。

(助成金の予算執行)

第5条 学術シンポジウムの収支は予算内で執行する。執行額が予算額を超えた場合の追加支給は行わない。

- 2 助成金の支出範囲は、収支予算書(様式1)にある費目のみとする。
- 3 助成金は参加予定者数、報告者数等により支給するが、実際の参加申込者数、報告者数が予定者数を大幅に下回った場合は、助成金の一部返還を求めることがある。
- 4 助成金は学術研究センター予算に計上する。

(募集及び申請)

第6条 学術研究センターは4月に専任教員に対し、翌年度に実施する学術シンポジウムの募集を行う。

- 2 申請は第3条第1号に定める実行委員会の代表者(以下「実行委員長」という。)が行う。
- 3 実行委員長は、定められた期日までに以下の申請書類を学術研究センター長宛に提出しなければならない。

(1)学術シンポジウム申請書

(2)学術シンポジウム収支予算書

(3)その他、学術研究センター運営委員会が必要と認めた書類

(審査・選考及び決定)

第7条 審査は学術研究センター運営委員会が行う。ただし、実行委員に学術研究センター運営委員が含まれる場合は、その者を審査委員から除外する。

- 2 審査は提出された申請書類に基づいて行う。
- 3 前項により適当と見なされたもののなかから、各年度につき、国際シンポジウム1件、学術フォーラム3件を上限に選考する。ただし、学術研究センター運営委員会が認める場合には、国際シンポジウムをさらに1件追加することができる。
- 4 学術研究センターが主催する学術シンポジウムについては、本条第1項及び第2項の手続を要しない。ただし、主催件数と共催件数の合計が第3項の上限を超えることはできない。
- 5 学術研究センター長は、選考結果を学長に報告する。学長は選考結果を大学運営会議に報告し了承を受けた後、代議員会に報告する。

(企画の実施)

第8条 学術シンポジウムの実施に伴う実務は、学術研究センターが主催の場合は学術研究センターが行い、共催の場合は実行委員会が行う。ただし、予算の範囲内で学外

の機関（以下「委託機関」という。）に委託することができる。

- 2 前項にいう委託機関の選定は、「固定資産・物品調達規程」により行う。この委託機関の選定に伴う事務は学務部研究課が行う。
- 3 実行委員長は、実施の過程で、この要綱に定めのない事項等が発生した場合は、遅滞なく学術研究センター運営委員会に報告し、その指示に従う。

（報告書）

第9条 実行委員長は学術シンポジウム終了後、1カ月以内に実施報告書、決算報告書を学術研究センター運営委員会に提出しなければならない。

- 2 学術研究センター長は、共催ないし主催した学術シンポジウムの実施報告書及び決算報告書を学長に提出するとともに、代議員会で実施内容を報告しなければならない。
- 3 学長は、実施報告書及び決算報告書を大学運営会議に提出し、その了承を得なければならない。
- 4 実行委員長は、学術シンポジウム終了後、6カ月以内に実施成果及びシンポジウム記録を学術研究センターに提出しなければならない。ただし、実施成果及びシンポジウム記録の作成に係る経費は学術研究センター予算で執行する。
- 5 学術研究センターは、提出された実施成果及び主催した学術シンポジウムの実施成果を「学術研究センター年報」に公表する。

（改廃）

第10条 この要綱の改廃は、学術研究センター運営委員会の発議により、大学運営会議及び代議員会の議を経てこれを行う。

付 則

- 1 この要綱は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「東京経済大学国際シンポジウム実施要綱」は廃止する。

付 則

この要綱は、2006年（平成18年）9月21日から改正施行する。

付 則

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。

別表 1 基本助成金

シンポジウムの 種類	参加予定者	基本助成金（上限）
国際シンポジウム	200名以上	250万円
	200名以下	200万円
学術フォーラム	—	30万円

別表 2 追加助成金（報告者の人数、国内外の差異に応じて加算するもの）

報告者	報告者 1人あたりの 追加助成金	
国外からの 報告者	25万円	*ただし、全体で 100万円を上限 とする
国内からの 報告者	5万円	*ただし、全体で 50万円を上限 とする